

期間入札におけるくじ引きの手順等について

落札者となるべき価格の入札をした者が2者以上いる場合 又は 低入札価格調査の結果若しくは総合評価方式の入札において、それぞれ落札候補者となるべき者が2者以上いる場合は、入札書記載のくじ番号により落札者を決定します。

1 くじ引きの手順

- (1) 落札者となるべき同価格の入札をした者（以下「くじ対象者」といいます。）について、本市の競争入札参加資格申請受付番号（以下「入札参加受付番号」といいます。）の小さい順に、0, 1, 2・・・と落札判定番号を割り当てます。
- (2) くじ対象者の入札書に記載されたくじ番号及びくじ対象者の入札参加受付番号を合算し、くじ対象者数で除して余りを求めます。
- (3) (2)で求めた余りと(1)の落札判定番号とが一致する事業者を落札者として決定します。
- (4) 低入札価格調査を行う場合 又は 総合評価方式の入札において、落札候補者となるべき者が2者以上いる場合は、落札候補者の落札判定番号に1を加えた落札判定番号の者を次順位者とします。（落札候補者の落札判定番号に1を加えた落札判定番号の者が存在しない場合は、0の落札判定番号の者を次順位者とします。）

2 算定例

※落札者となるべき同価格の入札をした者（くじ対象者）が3者の場合

くじ対象者	A社	B社	C社
(ア) 入札参加受付番号	6 7 8 9	1 2	3 4 5
(イ) 落札判定番号（アの小さい順）	2	0	1
(ウ) くじ番号（任意の3桁の数字）	5 2 7	2 0 9	0 3 6
(エ) アとウを合算した数字	7 3 1 6	2 2 1	3 8 1
(オ) エの総合計÷くじ対象者数	7 9 1 8 / 3		
(カ) オの余り	1		
(キ) 落札者（落札候補者）	C社 (次順位者は、イの落札判定番号が2のA社)		

3 くじ引きに関するQ&A

Q1：入札書にくじ番号を記載しなかった場合は、どのようになりますか。

A：入札書にくじ番号が記載されていない場合は、当該入札者の入札参加受付番号の下3桁をくじ番号とみなし、算定します。

Q 2 : 共同企業体が入札をした場合の入札参加受付番号はどうなりますか。
A : 共同企業体の代表構成員の入札参加受付番号により、落札判定番号の付与及びくじ番号との合算を行います。
Q 3 : くじ対象者が工事・設計等委託・物品・役務の競争入札参加資格者名簿のいずれか2つ以上に登載されている場合の入札参加受付番号の取扱いはどうなりますか。
A : くじ対象者の全員が同一種類の競争入札参加資格者名簿に登載されている場合は、当該名簿における入札参加受付番号を採用します。 ただし、くじ対象者の全員が同一種類の競争入札参加資格者名簿に登載されていない場合は、当該入札案件の名称にかかわらず、各対象者につき、① 建設工事名簿の入札参加受付番号 ⇒ ② 設計等委託名簿の入札参加受付番号 ⇒ ③ 物品名簿の入札参加受付番号 ⇒ ④ 役務名簿の入札参加受付番号 の順に採用します。なお、この場合に同一番号となったくじ対象者があるときは、それらの者の事業者名（「株式会社」等の部分を除く。）の50音順に、1, 2・・・の数字を入札参加受付番号の前に1桁付け加えることにより処理します。
Q 4 : 入札書にくじ番号を記載しなかったので、開札日に開札会場に傍聴に行き、その場で記入しても構いませんか。
A : 開札時に入札書にくじ番号その他の記載をすることは、一切認めません。なお、くじ番号の記載のない入札書の取扱いについては、Q 1 の回答をご覧ください。
Q 5 : 落札となるべき同価格の入札をした複数の者（又はその代理人）がいずれも開札日に傍聴に来ている場合は、当該傍聴者により直接くじ引きを行うのですか。
A : くじ引きになった場合は、全て入札書に記載されたくじ番号を基に行いますので、開札会場での直接のくじ引きによる落札決定は行いません。